

子どものための教育・保育給付 支給認定証について

施設を利用する際に、提示を求められることがあります。また出雲市での手続きの際に必要なになりますので、大切に保管しておいてください。

子どものための教育・保育給付 支給認定証

支給認定者番号	1234567
---------	---------

①支給認定区分

認定区分	対象
1号認定子ども	満3歳から小学校就学前までのお子さんで、教育を希望する場合
2号認定子ども	満3歳から小学校就学前までのお子さんで、保護者の就労状況等により、保育を必要とする場合
3号認定子ども	満3歳未満のお子さんで、保護者の就労状況等により、保育を必要とする場合

小学校就学前子ども

②支給認定事由

【2号・3号認定の場合のみ記載】
申請時の支給認定事由に基づき、記載されています。
内容に変更がある場合は、変更申請が必要です。

③保育の必要量

支給認定事由および利用施設によって、利用できる時間帯が異なります。
時間帯は、利用施設に直接お問い合わせください。

【例】標準時間 7:30~18:30(開所時間)
短時間 8:30~16:30

① 支給認定区分	2号認定子ども	③保育の必要量	標準時間
② 支給認定事由	就労、妊娠・出産		
④ 認定期間	平成**年**月**日 から 平成**年**月**日 まで		

④認定期間 ※支給認定証の有効期間です。

おさんの生年月日や申請時の支給認定事由により有効期間の終期が異なります。有効期間を過ぎた場合は支給認定が失効となりますので、再申請が必要です。ただし、満3歳未満のおさんが満3歳に達した場合の再申請は不要です。

(出雲市が認定区分の変更を行い、再交付します。)

【1号認定の場合】有効期間は小学校就学前まで

【2号認定・3号認定の場合】

支給認定事由	認定期間(終期)	
	2号	3号
就労、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、育児休業	小学校就学前まで(A期間)	満3歳の誕生日の前々日まで(B期間)
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ^{※1}	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ^{※2}
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで ^{※1}	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで ^{※2}
就学	保護者の修了予定日が属する月の末日まで ^{※1}	保護者の修了予定日が属する月の末日まで ^{※2}

※1 A期間の方が短い場合はA期間 ※2 B期間の方が短い場合はB期間